

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第737号

令和7年3月25日付け監査第936号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事及び教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年8月22日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通  
 大分県監査委員 長 野 恭 子  
 大分県監査委員 太 田 正 美  
 大分県監査委員 二 ノ 宮 健 治

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(病院局)		
病院局	令和7年1月8日	<p>指摘事項</p> <p>医師に対する時間外勤務手当について、法令の規定に違反し、勤務1時間当たりの給与額の算定に当たり、初任給調整手当を含めていなかったことが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>対象となる全ての医師に対し、時間外勤務手当等の不足額を令和3年11月に遡及して支払った。</p> <p>また、外部の専門家である社会保険労務士を交えた給与・労務関係規定の再確認を実施するなど、再発防止に取り組んでいる。</p>
(教育庁)		
高校教育課	令和7年1月23日	<p>指摘事項</p> <p>Playful Coding 推進委託業務又は Playful Robotics 推進委託業務を実施した県立学校について、業務内容があいまいな仕様書を用いて契約を締結していることから、契約金額が適正かどうかの判断が困難な上に、仕様書に明記された業務を一部実施していないにもかかわらず委託料を支出している事例が多数認められた。これは、事業主管課として当該事業の実施にあたり、ひな形となる仕様書の送付や予算の令達を行うのみで、各学校に対して事業内容や仕様書の作成手順の説明を十分に行わず、事業の執行</p>

を任せきりにしたことなどが要因と認められた。

措置状況

今後、委託事業の実施に当たっては、学校が参考にしやすいような素案の作成に努めるとともに、事業を実施する県立学校に対し、担当教諭だけでなく事務職員にも丁寧な事業内容の説明を行う。